

会議名 第5回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局(担当課)	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成19年5月8日 午後2時30分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子(委員長)、松木 正一(委員長職務代理者)、 月岡 透、中島 章皓、日高 芳一(教育長)
	その他	教育総務部長、中央図書館長、教育総務課長、学校運営課長、 教育改革担当課長、教育指導課長、統括指導主事
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	公開 傍聴人数 0人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告事項 校長の職務代理について 2. 報告事項 いじめ対策事業スクールサポート「チーム・アウル」について 3. 報告事項 特別支援教育推進事業「特別支援教育巡回指導員」について 4. 報告事項 豊島区における副籍について 	

審議経過

委員長)

第5回教育委員会定例会を開きます。本日の署名は中島委員と松木委員にお願いいたします。

(1) 報告事項第1号 校長の職務代理について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等何かありますか。

委員)

そもそも校長の任命は教育委員会が行うのに、副校長自らが校長の代理をすると報告すれば、校長の権限を行使できるというのは、組織上おかしいのではないかと思います。

教育指導課長)

副校長が校長の代理を行う場合、校長又は副校長が教育委員会に報告しなければならないという管理規則に基づいています。

委員)

その管理規則を改定する必要があるのではないのでしょうか。

教育総務部長)

実態としては、校長から連絡を受け、教育指導課と協議して了承しています。手続上は校長の職務代理又は代行という形をとっています。

委員)

校長が病気等で意志表示ができない場合も想定されますので、検討してほしいと思います。

委員長)

他によろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(2) 報告事項第2号 いじめ対策事業スクールサポート「チーム・アウル」について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

委員)

チーム・アウルは教育委員会所属ですか。

教育指導課長)

所属は教育指導課です。教育センターを中心に、指導主事と連携しながら学校支援活動

を行います。

委員長)

先生方が指導権を取ってチーム・アウルに問題を報告するのでしょうか、それとも巡回する側が問題を見つけて指摘するのでしょうか。

教育指導課長)

今年から2ヶ月に1度、小学校4年生以上と中学校全生徒にいじめのアンケート調査を実施します。いじめを受けていると回答があった学校にチーム・アウルが赴き、直接担任や子供達から聞き取りを行い問題解決に努める予定です。そうした取り組みと巡回を連動させていきます。

委員)

いじめ問題対策会議とはどう関係していくのですか。

統括指導主事)

いじめ問題対策会議は教育長を座長として、区長部局の危機管理担当課長や、警察、PTA等にも参加いただき、いじめの現状や安全情報を集約し、区の対応策を共通理解する場として年間3回実施するものです。チーム・アウルのメンバーも参加し、学校の現状を伝えていく予定です。

委員)

学校現場がこの事業について理解を深めないと、チーム・アウルは学校内部へ入りにくいのではないかと思います。突発的ないじめに対して素早く充実した対応ができるかどうか不安があります。

教育指導課長)

学校管理職はじめ、関係する方々に浸透させていくために、様々な機会を通じてチーム・アウルの役割を紹介していきます。また、「チーム・アウルだより」を定期的に発行し、活動内容を伝えていく予定です。突発的ないじめに対しては、まず学校の組織内で適切に対応することが第一であり、その強化は今後も継続していきます。チーム・アウルは次の対応手段として考えており、且つ、その存在を知らせることで教師によるいじめの早期発見や意識啓発を図るといふねらいがあります。

委員)

メールや電話でのいじめ相談とはどう連携するのですか。

教育指導課長)

教育相談担当が丁寧に聞き取りし、相談者が緊急対応を望む場合は、チーム・アウルとも連携して学校全体で解決を図っていきます。

委員)

いじめの解決には、学校全体の協力体制が重要ですから、子供を皆で守るという組織づくりにチーム・アウルが参画していくことを望みます。

教育指導課長)

チーム・アウルの活動状況につきましては、定期的に報告し、各委員から意見を伺いながら発展させていきたいと思ひます。

委員)

チーム・アウルの機能について、アドバイザー的な役割なのか指導的な役割まで担うのか、位置付けが難しいと思ひます。また教育センターではなく教育指導課に直に配置した方が、指導課長や指導主事との調整もしやすく、力を発揮できるような気がします。活動しながら軌道修正をしていってほしいと思ひます。

委員)

学校の巡回は公に行うのですか。

教育指導課長)

子供達を支援するメンバーとしてチーム・アウルを紹介し、オープンに進めていきたいと思ひています。

委員長)

親しみやすい形でいかないと、監視体制になってしまう恐れがあります。先生方とよくコミュニケーションし子供達にも十分理解してもらう必要があります。

教育長)

まずは学校が主体となって情報を発信し、それをチーム・アウルが応援するという立場を明確にすることが大事だと思ひます。次回、チーム・アウルだよりを教育委員に配付してください。

委員)

いじめに際して、チーム・アウルは保護者の指導や調整も行うのですか。

教育指導課長)

基本的に学校が対応します。学校と保護者との調整は教育指導課が行います。チーム・アウルは助言など側面から支援していきます。

委員長)

以上でよろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(3) 報告事項第3号 特別支援教育推進事業「特別支援教育巡回指導員」について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

それではご意見をお願いします。

委員)

資料を見ると、巡回指導員は補助員的な機能を持っている印象を受けますが、補助員というよりアドバイザー的な役割を担うほうが相応しいと思ひます。今後、実態把握をしながら、より良い方向に進展することを期待します。

教育長)

学級補助員との関係も明確にしておいたほうがいいと思います。

委員)

発達障害のある児童・生徒の出現率はどの位ですか。

教育指導課長)

国の調査では6.3%、通常の40人学級で2、3人の計算になります。また、平成15年に東京都が教員を対象に行った悉皆調査では4.4%という結果が出ています。障害の現れ方は様々ですのではっきりとは言えませんが、本区もそれに近い数字と類推されます。ただ、差別を助長するという指摘もあり、数的な調査は他区でも難しくなっています。必要なのは、子供達の発達障害を早急に気づいて組織で対応することだと考えています。

委員)

実態がわからなければ対策がたてられない面もあると思います。来年度以降、事業充実のためには予算要求もきちんとやっていかなければならないと思います。

委員)

多動などの発達障害の症状は、成長に従って治る傾向はあるのですか。

教育指導課長)

多動は4、5歳が一番活発な時期と言われており、小学校では1・2年生で症状が多く見られます。投薬で抑える場合もありますが、基本的に知的障害はなく、適切な指導によって症状を改善させ、社会適応できるようになるケースも多々あります。対応が遅れた場合が深刻で、思春期を迎えたときに不登校や引きこもりになるなど問題が複雑になるケースもあるため、早期発見、早期対応が不可欠です。

委員)

特別支援教育は、当事者の子供だけでなく、それ以外の子供達の問題でもあることを財政局によく理解してほしいと思います。

教育指導課長)

周りの子供達の理解も重要な課題であると考えています。発達障害の子供のためだけにというのではなく、その子を含めた学級経営の改善が、周りの子供達の豊かな学校生活に結びつくということを理解していただければと思います。

委員)

具体的な活動は始まっているのですか。

統括指導主事)

3月末の段階で学級補助員の対応を求めている学校が14校、23学級に及びます。今年度4月当初で11名の学級補助員を配置して対応しています。

委員)

子供達の良さを伸ばせる制度として、指導員が担任に助言し専門的な判断をしてほしいと思います。

委員長)

他によろしいでしょうか。

(委員全員 報告事項了承)

(4) 報告事項第4号 豊島区における副籍について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

いかがでしょうか。

委員)

「直接的な交流の際は、安全確保のため保護者の付き添いが必要」とありますが、必ず保護者が付き添わなければならないのですか。

教育指導課長)

行き帰りの安全確保のために保護者同伴が基本です。ただし都の手引きでは保護者等と定められていますので、保護者が知り合いやボランティアに依頼することは可能です。

委員)

代理の場合に万一事故が起きた時は、保護者が責任を負うのですか。

教育指導課長)

交流自体は特別支援学校の教育課程に位置付けて行われます。代理者に送迎を依頼した場合の責任は依頼した保護者にあると考えられます。

委員)

代理の届出は必要ですか。

教育指導課長)

その際は、保護者の責任において公認するという文書を交わすことがガイドラインに示されています。ただし、様々なケースがありますので、長続きする交流の在り方を慎重に進めていきたいと思えます。今年度から開始する制度ですから、定着させていくために成功事例を積み上げていきたいと思えます。

委員)

聴覚に障害がある子供達は読唇や手話の能力はあるのですか。

教育指導課長)

レベルは様々ですが、幼稚園等で早期教育は行っていますので、口話や手話で日常的な会話はある程度できるようになっています。ただし、耳が聞こえにくいことにより言語発達が未熟な傾向があり、集団の中で話を聞き取ることは難しいようです。そのため、ろう学校では言語指導を重点に置いた国語等の授業を行っています。交流では、通常の学級の子供達が手話等への興味を持つことも大事であり、お互いが分かり合える機会を作ることにもねらいです。

委員)

他によろしいですか。

(委員全員 報告事項了承)

(5) その他

「小1問題」について

<教育指導課長 資料説明>

委員)

小1問題対応の学級補助員は、特別支援教育の範疇に入らないのですか。

教育指導課長)

特別支援教育とは別に設けるものですが、実際に学校からの依頼では重複する場合もあり、状況によって判断しています。

委員長)

保護者に学級補助員についてきちんと説明した方がよいと思います。

教育指導課長)

学校によっては、学校だよりや保護者会で知らせているようです。状況を見ながら、正しく理解してもらえよう検討していきます。

豊島区立小・中学校改築計画策定委員会設置要綱について

麻しんの発生状況について

(午後4時50分 閉会)